

諮問番号：平成28年度諮問第1号

答申番号：平成28年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人所有の原動機付自転車に係る軽自動車税の課税処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるのが相当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人は、次のとおり主張し、「本件処分を取り消す」との裁決を求めている。

- (1) 50cc以下の原動機付自転車の税金が2倍になったのはおかしい。
- (2) 50cc以下の原動機付自転車の税金が、50ccを超え90cc以下のものと同額なのはおかしい。
- (3) コスト割れの問題を50cc以下の原動機付自転車に負担させるのはおかしい。

#### 2 処分庁

処分庁は、次のとおり主張し、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求めている。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第444条第1項第1号イにおいて、原動機付自転車のうち総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるものを除く。）の軽自動車税の標準税率は、年額1,000円とされていたが、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）により、年額2,000円に改められた。

（なお、年額2,000円に改める部分の施行期日は、同法附則第1条第4号において平成27年4月1日とされていたが、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第4条により平成28年4月1日に改められた。）

- (2) ところで、軽自動車税を含む地方税は、法の定めるところにより賦課徴収することができることとされており（法第2条）、地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならないとされている（法第3条第1項）ことから、本市においても茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号。以下「条例」という。）により市税の税目等について規定している。
- (3) 本件処分の根拠となる条例第60条第1号アは、(1)に記載の法の一部改正に伴い法と同じ税率に改正したものであることから、法に違反するものでないことは言

うまでもない。よって、適正に改正された条例を根拠とする本件処分は正当である。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

#### 2 理由

法は、市町村の普通税として軽自動車税を規定するとともに、その標準税率を定め（法第444条第1項各号）、その中で原動機付自転車のうち総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるものを除く。以下「本件原動機付自転車」という。）の軽自動車税に係る標準税率については、従前1台につき年額1,000円と定められていた（地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）による改正前の同項第1号イ）。

ところで、この標準税率については、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率とされているところ（法第1条第1項第5号）、条例では、税目として軽自動車税を規定するとともに（条例第3条）、本件原動機付自転車に係る軽自動車税（以下「本件市軽自動車税」という。）の税率については、標準税率と同額の1台につき年額1,000円と定めていた（後述する茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年茅ヶ崎市条例第39号）による改正前の条例第60条第1号ア）。

以上のことから、法の税目にある軽自動車税について、条例はこれと同種の税目を規定するとともに、本件原動機付自転車について、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率とされる法の標準税率と同額の税率を定めていたことが認められる。

さて、従前1台につき年額1,000円であった本件市軽自動車税の税率については、その後以下のとおり手続されていることが認められる。

- (1) 1台につき年額1,000円であった本件市軽自動車税の標準税率は、平成26年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）」により、平成27年4月1日から1台につき年額2,000円に改正された（以下、この改正を「1回目の法改正」という。）。
- (2) 1回目の法改正を受け、平成26年10月1日に公布された「茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年茅ヶ崎市条例第39号）」により、1台につき年額1,000円であった本件市軽自動車税の税率が、平成27年4月1日から1台につき年額2,000円に改正された。（以下、この改正を「1回目の条例改正」という。）
- (3) 1回目の法改正により1台につき年額2,000円とされた本件市軽自動車税の標準税率については、その後平成27年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）」により、当該標準税率の改正に係る規定の施行日が平成27年4月1日から平成28年4月1日に改正された。（以下、

この改正を「2回目の法改正」という。)

(4) 1回目の条例改正により1台につき年額2,000円とされた本件市軽自動車税の税率については、2回目の法改正を受け平成27年3月31日に公布された「茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例(平成27年茅ヶ崎市条例第27号)」により、当該税率の変更に係る規定の施行日が平成27年4月1日から平成28年4月1日に改正された。

(5) そして、処分庁は、平成28年5月2日、審査請求人が所有する原動機付自転車に対し、平成28年度の軽自動車税の賦課として本件処分を行った。

以上のとおり、本件市軽自動車税の税率は、改正前の2倍の額となっているものの、従前より条例で法の標準税率と同額の税率を定めていたことが認められ、その後標準税率に係る法の改正に対応した条例の改正が行われるとともに、当該税率の変更に係る規定の施行日についても、法の改正に対応した条例の改正が行われていることから、これら法の準則に則って適切に改正がされた条例に基づきなされた本件処分は適法であり、何らの違法・不当は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

平成28年 7月26日 審査庁から諮問書及び添付資料を受領

平成28年 8月22日 調査審議

平成28年10月13日 調査審議

#### 第5 審査会の判断の理由

軽自動車税を含む地方税は、法の定めるところにより賦課徴収することができるされており、地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならないとされていることから、茅ヶ崎市においても条例により市税の税目等について規定している。

本件市軽自動車税の税率は、改正前の2倍の額となっているものの、従前より条例で法の標準税率と同額の税率を定めていたことが認められ、また、条例の改正についても適正な手続を経て行われたことが認められる。本件処分は条例に基づき行われたものであり、審査請求人から軽自動車税の減免対象者である等の主張書面及び資料の提出等はなかった。したがって、本件処分に取り消すべき違法・不当な点は認められない。

茅ヶ崎市行政不服審査会

金 井 恵 里 可 (会長)

鈴 木 洋 平

園 川 真 代